

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その日と同日)

鳥取県告示第七百四十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条の三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十四年十二月十六日

鳥取県知事 石破二朗

名 称	所 在 地	診療科名	開設者名	指 定 年 月 日	採用表
越智内科医院	米子市加茂町一の九	内科	越智勤	昭和四十四年十二月十日	乙表
南家医院	境港市渡町一六二	内科、小児科	南家令四郎	"	点数表
米子薬局	米子市茶町六五	嘉賀多鶴子	"	八日	
米田	東伯郡大栄町由良宿二番	米田淑子	"	一日	

鳥取県告示第七百四十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定による規則(昭和四十四年十二月鳥取県公安委員会告示第五十九号中)の規定により、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

- ◇ 告示
- ◇ 示次
- ◇ 目次
- ◇ 結核予防法による医療機関の指定
- ◇ 解除予定の保安林
- ◇ 解除予定の保安林にする旨の通知
- ◇ 漁船損害補償法第百十二条第一項の規定による同意があつたもの
- ◇ 土地改良事業計画の適否の決定
- ◇ 土地改良区の解散
- ◇ 道路の位置の指定
- ◇ 選管告示
- ◇ 人委規則
- ◇ 正誤
- ◇ 訂正

昭和四十四年十二月十六日

鳥取県知事 石 破 三 朗

氏名	住所	所登録の記号及び番号	登録の年月日
米田 淑子	東伯郡大栄町由良宿一五六	鳥薬第二三八号	昭和四十四年十一月二十七日
斎尾万寿子	東伯郡北条町国坂四六八	鳥薬第二四〇号	昭和四十四年十二月四日

鳥取県告示第七百四十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に關する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十四年十二月十六日

鳥取県知事 石 破 三 朗

指定期日	名稱	所在地	開設者
昭和四十四年十一月十八日	篠原医院	日野郡溝口町長山一五三の一	篠原顯一郎

鳥取県告示第七百四十四号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十四年十二月十六日

鳥取県知事 石 破 三 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市伏野字塚松ノ下一七三九の一、一七四一の内第一、字渡り上り二一七四二の一、一七四四の一、一七四五の一、一七四六の一、一七四六の十五（次の図に示す部分に限る。）、一七四六の二〇

二 保安林として指定された目的

三 潮害の防備

解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役

鳥取県告示第七百四十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十四年十二月十六日

鳥取県知事 石 破 三 朗

氏名	住所	登録の記号及び番号	登録の年月日
杉森 淳子	鳥取市今町一丁目五十三	鳥薬第二三四号	昭和四十四年十一月十五日
嘉賀多鶴子	米子市西町一一八	鳥薬第二三五号	昭和四十四年十一月十三日
池畠 秀子	米子市茶町二二番地	鳥薬第二三六号	昭和四十四年十一月五日
森下 宮子	八頭郡智頭町智頭	鳥薬第二三七号	昭和四十四年十一月十日

00169

所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百四十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十四年十二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字古長字川ノ上五〇四(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百四十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十四年十二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

氣高郡青谷町大字八葉寺字下平九二八の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

鳥取県告示第七百四十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十四年十二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町大字久住字川東一〇七二の一、一〇七二の五、一〇七二の六、一〇七二の八、一〇七二の一〇から一〇七二の一一まで(以上七筆)国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百四十八号

漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による外江加入区からの届出を審査した結果、同法第一百十二条第一項の規定による同意があつたものと認めたので、同法第一百十二条の二第三項の規定により告示する。

昭和四十四年十二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百四十九号

昭和四十四年九月三十日付けで郡家町長から申請のあつた土地改良（下峰寺地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年十二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十四年十二月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

昭和四十四年八月十六日付けで境港市長から申請のあつた土地改良（余子地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年十二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百五十号

昭和四十四年九月三十日付けで郡家町長から申請のあつた土地改良（市場地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年十二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

00171

一、縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し

二、縦覧に供する期間
昭和四十四年十二月十七日から二十日間

三、縦覧に供する場所
境港市役所

四、異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百五十二号

西里仁土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第六十七条第一項第一号に掲げる事由により解散したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十四年十二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百五十三号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十四年十二月九日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十四年十二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

人事委員会規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここ

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市川外大工町二〇	鳥取市滝山字越塚下	幅員 四・〇〇メートル
八田八藏	四三九ノ四	延長 一〇八・四〇メートル
"	"	"
四四一ノ一の一部	四四一ノ一の一部	"
"	四三九ノ四地先農道	"

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十九号

昭和四十四年第十二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十四年十二月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 日 時 昭和四十四年十二月二十日 午前十一時

二 場 所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 衆議院議員総選挙の管理執行状況について

に公布する。

昭和四十四年十二月十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第四十一号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和四十一年二月鳥取県人
事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項各号列記以外の部分中「及び第六号」を削り、同項第
五号を次のように改め、同項第六号を削る。

五 國家公務員、他の地方公共団体の職員その他の職員で人事委員会が
定めるもの

**附
則**

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十四年十二月一日から適用す
る。

正 誤

昭和四十四年十二月鳥取県公安委員会告示第五十九号(道路交通の規制
に関する規程の一部改正について)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正
する。

段

誤

140

正

104

六 頁

上

一、〇〇

一、一〇〇

七

下